様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年　1月　10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） えいぞーかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ＥＩＺＯ株式会社  （ふりがな） えびす　まさき  （法人の場合）代表者の氏名 恵比寿　正樹  住所　〒924-8566　石川県白山市下柏野町153番地  法人番号　8220001009300  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | EIZO統合報告書2024 | | 公表日 | 2024年9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.eizo.co.jp/ir/report/integratedreport/pdf/2024/eizoreport2024.pdf  P10　第8次中期経営計画　基本方針　重点事業戦略  P24　EIZO-DXの推進 | | 記載内容抜粋 | * 基本方針   第8次中期経営計画では、EIZOにしかできない映像価値を最大化する製品・サービスを顧客に提供することで、ダイナミックに変化する社会課題を解決し、事業領域を拡大してまいります。EIZOならではの映像技術で映像ハードウェアを強化するとともに、前中期経営計画期間において事業の基盤を構築したEVS（EIZO Visual Systems）の展開を加速することで、重点市場であるヘルスケア及びV&S市場を中心に事業を成長させてまいります。また、地域戦略においては欧州・米国・中国に続き、成長著しいインド・中東市場での事業を拡大してまいります。これらによりEIZOビジネスモデルをさらに進化、強化させてまいります。   * 第8次中期経営計画　重点事業戦略   •R&D：世界No.1の“映像”を  市場をリードする“高品質・高信頼性”映像ハードウェア  映像価値を最大化するハードウェアとソフトウェアの融合  グローバル体制とローカライゼーションによる機動力で製品・サービスの提供力を強化  •製造·開発一体でものづくりをさらに強く  人口減少を見据えた生産自動化  顧客満足度向上に向け、柔軟性を高めた生産対応実現  グループ生産体制を強化  •EVSによる競争力向上・事業領域拡大  ソフトウェアでハードウェアの映像価値を最大化  ハードウェア×ソフトウェアで映像利活用を促進するパッケージ化  社会課題を解決するImaging Chainで事業領域を拡大  •海外市場の拡大  欧州・米国・中国に続き、100％の販売会社EIZO IndiaとEIZO Middle Eastを設立、両社それぞれ2030年売上目標50億円  •注力市場への取組強化  ヘルスケア・V&S市場の成長に向け、開発・製造グループ会社の得意分野に事業集中、グループシナジーを最大化   * EIZO-DXの推進   EIZOグループではデジタル技術・データを活用することで、お客様への新たな価値の提供及び社会課題の解決を図り、 また従業員一人ひとりの生産性を高めていきます。こうした好循環を加速させることでEIZOグループの強みである 「映像を核としたビジネスモデルの進化」「100%自社開発・自社生産」を一層発展させ、VUCA時代の厳しい事業環境 下での競争優位性を発揮させていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | EIZO統合報告書2024は、経営会議で審議され取締役会で報告された後、公開されている文書である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. EIZO統合報告書2024 2. 第8次中期経営計画 | | 公表日 | 1. 2024年9月30日 2. 2024年5月9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. https://www.eizo.co.jp/ir/report/integratedreport/pdf/2024/eizoreport2024.pdf   P10　第8次中期経営計画　　重点市場別戦略  P21　製 造 -世界で一番良いものを創るEIZO流のものづくり-  P22　生産プロセスでの品質力  P24　EIZO-DXの推進   1. https://www.eizo.co.jp/ir/management/plan/DC24-005.pdf   P10　製造・開発一体でものづくりを更に強く | | 記載内容抜粋 | * 第8次中期経営計画　　重点市場別戦略   •B&P  性能・サステナブルの両面で最先端の製品を提供/大型サイズのラインナップ拡充/  EIZOの強みであるクロスセルを推進  •ヘルスケア  診断用途：広がるデジタル画像診断用に世界最高の映像品質を/手術用途：EVSで医療現場の課題解決、映像利活用を支援/北米・中国・インドでシェアNo.1へ  •クリエイティブワーク  アカデミー科学技術賞を獲得した世界最高表示技術をさらに進化/クリエーターを支援する最新・最高のHDR表示モニターを提供/デジタルワークフローを支えるモニターカラーマネジメントを提供  •V&S  監視：EVSとEIZOの独自映像技術で社会インフラのDXに貢献/航空管制：営業体制と中国市場向け生産体制強化で圧倒的No.1へ/ディフェンス：国内開発・生産一貫体制の強みを活かし、アジャイル開発で商品開発を加速  •アミューズメント  パートナーとともにアミューズメント業界を牽引/ハードウェアとソフトウェアの開発力で価値を高める/コンテンツ開発能力の向上   * 製 造 ｰ世界で一番良いものを創るEIZO流のものづくりｰ   ・EIZOのものづくりの強み ｰグループ内一貫生産ｰ  生産工程において日々蓄積される膨大な品質データを、新製品の開発や生産システム、工程設計に活かすべく、設計、製造部門に情報システム部門も交えて分析しています。  ・AI・ロボット・IoTの活用による先進的な生産設備  ハイブリッド生産は、AIやIoT、ロボットを活用し、省人化と自動化を実現した最先端の生産ラインです。この生産システムにより、生産進捗状況、設備・計測器稼働状況、製品の調整状態など様々なデータがリアルタイムで収集され、収集されたビッグデータを分析することにより、製品の品質や工程のさらなる改善を図っています。  また、生産現場では、電子ペーパーやタブレット端末を使った生産記録のデジタル化を実現しています。データ分析のスピードアップにより、生産性のさらなる向上を図っています。   * 生産プロセスでの品質力   各生産工程では輝度やコントラストといったモニターにとって重要なパラメータを自動で記録、蓄積し、様々な観点から分析し、リアルタイムに品質の監視をしています。また、これらのビッグデータを、品質管理基準の定量化、生産工程の効率化、新規開発製品へのフィードバックなどに活用しています。   * EIZO-DXの推進   ビジネス領域/社内オペレーション領域/人材・風土・ガバナンスにおけるEIZO-DXの目指す姿を図式化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | EIZO統合報告書2024、第8次中期経営計画は、経営会議で審議され取締役会で報告された後、公開されている文書である。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | EIZO統合報告書2024  P24　EIZO-DXの推進　DX推進体制  P24　人材・風土・ガバナンス | | 記載内容抜粋 | * EIZO-DXの推進　DX推進体制   推進体制図を掲載、EIZOグループのDX推進に関わる最高意思決定機関として、営業・企画担当役員を議長とする「DX推進会議」を設置し、全社横断でDXを推進する体制を確立しています。   * 人材・風土・ガバナンス   EIZO-DXを推進する人材の育成と全従業員共通の基礎的ITスキルの向上 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. EIZO統合報告書2024   P12　財務戦略　成長投資  P24 EIZO-DXの推進   1. 第8次中期経営計画   P10　製造・開発一体でものづくりを更に強く | | 記載内容抜粋 | * 財務戦略　成長投資   設備投資資金：100％自社生産の優位性をさらに高めるべく、生産性向上や生産能力を増強   * EIZO-DXの推進   社内オペレーション業務の省力化  ITインフラの刷新・拡張　デジタルものづくり、サプライチェーン最適化、顧客情報基盤等   * 製造・開発一体でものづくりを更に強く   ◼ 人口減少を見据えた生産自動化  　・ 持続的な国内生産実現し、強みである製造・開発一体体制を強化  　・ 人の依存度を下げつつ、多品種少量生産に機動的に対応  ◼ 顧客満足度向上に向け、柔軟性を高めた生産対応を実現  　・より多様化する製品に対し、セミカスタム対応する新生産システム導入  ◼ グループ生産体制強化  　・ 開発体制と連動した生産対応  　・ 中国における中国向け生産増強  （補足説明）  2024年度にMES新規導入及び既存ERP改修を行い生産の効率化を実現。今後は生産実績収集・分析による改善とPLM/MESシステム連携によるセミカスタマイズを実現していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | EIZO統合報告書2024 | | 公表日 | 2024年9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.eizo.co.jp/ir/report/integratedreport/pdf/2024/eizoreport2024.pdf  P18　持続可能な成長を支える基盤  P19　EIZOのマテリアリティ　（重要課題の「映像」を通じた豊かな社会への貢献は、企業経営の方策と共通） | | 記載内容抜粋 | EIZO-DXは、新たな顧客価値の創出と社会課題の解決を目指しています。この取り組みは、持続可能な成長を支える基盤の重要課題である「映像」を通じた豊かな社会への貢献に深く結びついています。  （指標）医療の安全・質の向上への貢献  （指標）感動を与えるエンターテインメント産業発展への貢献  （指標）インフラの安全・保全を支える映像技術の提供  （指標）使う人の健康と環境の保全に配慮した製品の提供 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年9月30日 | | 発信方法 | EIZO統合報告書2024でメッセージを発信  https://www.eizo.co.jp/ir/report/integratedreport/pdf/2024/eizoreport2024.pdf  P8　 COOメッセージ | | 発信内容 | EVSで映像の価値を最大化する  当社が手掛けるEIZO Visual Systems(EVS)は、「撮影、記録、配信、表示」のImaging Chainをシステム事業として展開し、映像情報を利活用しやすくすることでユーザーにとっての映像の価値を最大化することを目指しています。省人化・無人化への対応もEVSの重要なテーマとなっています。日本財団が推進する無人運航船プロジェクト「MEGURI2040」のメンバーとして、当社はその第2ステージに参加することを2023年8月に公表しました。当社は、2020年にスタートした当プロジェクトの第1ステージより参画しており、撮影・伝送・記録・表示という映像分野において自律運航システムを実現する技術開発を担っています。これはEVSで社会課題の解決を目指していくという当社の方向性の具体的な例といえるでしょう。当社は、「プロフェッショナルな映像環境をまるごと提供する」企業として、さらに進化を続けていきます。  新中期経営計画の実現に向けて  ①開発、②生産、③地域戦略の3つの軸からお伝えします。まず開発においては、グループ会社とのさらなる連携と協業を図り、グループ全体の効率化と迅速化を進めます。たとえば、映像表示のエンジン部分にあたるプラットフォームはEIZO本社で一括して担い、海外グループ会社は各々の顧客・地域ニーズに即した製品化を行うという具合です。生産においては製造ラインの自動化投資を一層進めるとともに、EIZO本社においては「デジタルものづくり」プロジェクトと称して、新しい製造実行システム（MES）を今夏に立ち上げました。当社のMESは、PLMシステム（開発・設計システム）と連携することで仕様管理等での従来の現場の負荷を軽減し、顧客ニーズに沿う迅速なセミカスタマイズを実現します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　9月頃　～　2024年　10月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を行い、IPAに提出済 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 1. 2022年10月～ISO/IEC27001：2013認証 2. 2024年5月頃～2024年9月   ISO/IEC27001:2022へのアップグレード審査 | | 実施内容 | https://www.eizo.co.jp/ir/report/integratedreport/pdf/2024/eizoreport2024.pdf  EIZO統合報告書2024  P42　リスクマネジメント　情報セキュリティ  機密情報・個人情報などの適切な取扱いを確保するため、情報管理に関する規程類を定め、運用しています。国内外の全グループ会社を対象とした情報セキュリティ教育・訓練の実施や情報漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応チームであるCSIRT\*1を運用するなど、情報セキュリティに関する体制を強化しており、2022年10月には情報セキュリティマネジメントシステムであるISO/IEC  27001:2013の認証を取得しました\*2。  ＊1 CSIRT：Computer Security Incident Response Team  ＊2 認証範囲：EIZO株式会社及びEIZOサポートネットワーク株式会社   1. ISO/IEC27001:2022へのアップグレード審査を実施   内部監査：2024年5月～8月  外部監査：2024年9月  監査結果：不適合はなく、認証取得済 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。